

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

(平成24年11月16日成立・26日公布 平成24年法律第99号)

1. 法律の概要

(1) 基礎年金国庫負担2分の1関係

- ① 平成24年度及び25年度について、国庫は、消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債(つなぎ国債)により、基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担する。
- ② 平成24年度及び25年度の国民年金保険料の免除期間について、基礎年金国庫負担割合2分の1を前提に年金額を計算する。

※ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。(20年度:3分の1 21年度～23年度:2分の1)

(2) 特例水準の解消関係

- ① 世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準(2.5%)について、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消する。

※ 現在支給されている年金額は、平成11年から13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準(本来水準)よりも、2.5%高い水準(特例水準)となっている。

※ 解消のスケジュールは、H25.10.▲1.0%、H26.4.▲1.0%、H27.4.▲0.5%

- ② これまで年金と連動して同じスライド措置が採られてきたひとり親家庭や障害者等の手当の特例水準(1.7%)についても、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消する。

※ 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成17年法律第9号)の一部改正

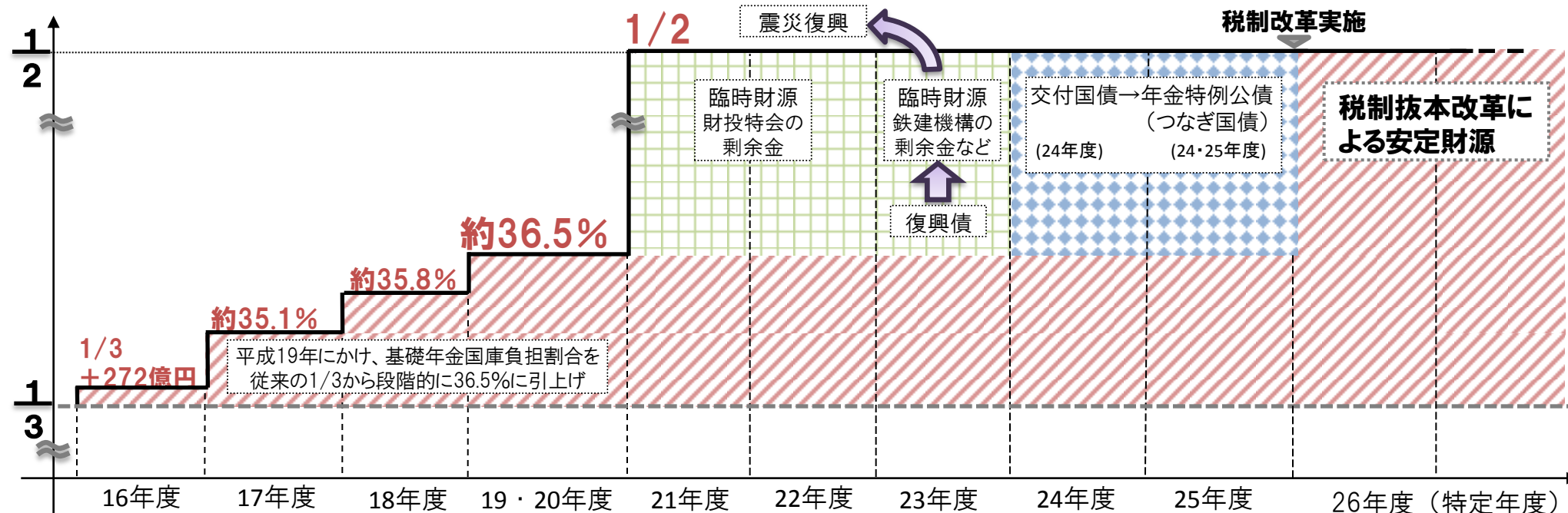
※ 解消のスケジュールは、H25.10.▲0.7%、H26.4.▲0.7%、H27.4.▲0.3%

2. 施行期日

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 基礎年金国庫負担2分の1関係 | : 公布日(平成24年11月26日) |
| (2) 特例水準の解消関係 | : 平成25年10月1日 |

基礎年金国庫負担1/2の実現について

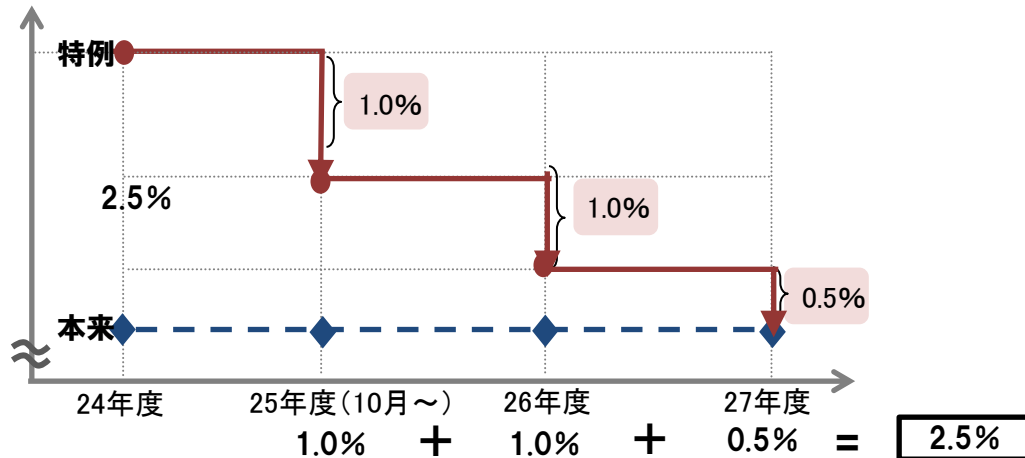
- 16年度から19年度にかけて基礎年金国庫負担割合を、従来の「1/3」から段階的に「36.5%」に引き上げ。
- 21年度・22年度は、臨時財源（財政投融资特別会計の剰余金）により、「1/2」を実現。
- 23年度当初予算では、臨時財源（鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金など）により、「1/2」を維持することとしたが、東日本大震災の発生に伴い、これらの財源が震災復興費用に転用された。一方で、第3次補正予算では、こうした経緯に鑑みて、当該2.5兆円分を改めて計上し、復興債で補てんすることとした。
- 24年度は、当初予算及び国年法改正法案で「年金交付国債」の「発行」により「1/2」を確保するものとし、年金機能強化法案で交付国債の「償還」を規定していたが、衆議院修正により、年金機能強化法案から交付国債の償還規定が削除された。
- 今般、国年法等改正法について、24年度だけでなく25年度も「1/2」とし、必要な財源について「交付国債」から「消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債（つなぎ国債）」に修正して成立。
- 26年度以降は、年金機能強化法案で、消費税増税（8%）により得られる税収を活用して恒久的に「1/2」を実現することにしており、「税制抜本改革により安定財源を確保する年度（＝特定年度）」を「平成26年度」と定めている。



特例水準の解消について

- 過去(平成11～13年)、特例法でマイナスの物価スライドを行わず、年金額を据え置き、その後も物価の下落が続いたことなどにより、現在2.5%、本来の年金額より高い水準の年金額が支給されている。
- 特例水準の存在により、本来の給付水準に比べて毎年約1兆円の給付増となっており、過去の累計で、約7兆円(基礎年金・厚生年金給付費の合計)、年金の過剰な給付があったと指摘されている。
- この特例水準について、早期に計画的な解消を図る観点から、平成25年度から平成27年度の3年間で解消することとする。なお、平成25年度は10月から実施する。

<概念図> (仮に3年間物価・賃金が上昇も下落もしない場合)



※ 物価・賃金が上昇した場合には、引下げ幅は縮小する。

<年金額の推移>

年月	基礎年金	厚生年金 (標準世帯)
平成24年4月～	65,541円	230,940円
平成25年10月～ (▲1.0)	64,875円 (▲666円)	228,591円 (▲2,349円)
平成26年4月～ (▲1.0)	64,200円 (▲675円)	226,216円 (▲2,375円)
平成27年4月～ (▲0.5)	63,866円 (▲334円)	225,040円 (▲1,176円)

※ 仮に物価・賃金が上昇も下落もしないと仮定した場合のもの

特例水準解消の意義

- 今の年金受給者の年金額を本来の水準に引き下げること、年金財政の改善を図る。
- ➡ 現役世代(将来の受給者)の将来の年金額の確保につなげる。
- ・世代間の公平を図る。

特例水準と本来水準の推移について

- 現行のスライドの自動調整は、本来水準が特例水準を上回ってから適用することとされており、現在まで、一度も発動したことはない。平成24年度現在、本来水準と特例水準の差は、2.5%に拡大している。

